年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会(第60回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月2日(火) 14:00から16:00
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員 (中国四国管区行政評価局) 宮川局長、干田事務室長、西川事務室次長、 青木事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月9日(火)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会(第67回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月3日(水) 13:50から16:15
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員 (中国四国管区行政評価局) 干田事務室長、西川事務室次長、 穴見事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の1件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月10日(水)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会(第64回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月4日(木) 13:55から15:15
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員 (中国四国管区行政評価局) 宮川局長、干田事務室長、西川事務室次長、 藤井事務室次長ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定するとともに、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の1件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月11日(木)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会(第48回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月5日(金) 14:00から16:40
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員 (中国四国管区行政評価局) 宮川局長、干田事務室長、西川事務室次長、 元田事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 厚生年金の3件の事案について、記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月12日(金)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会(第61回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月9日(火) 14:00から16:15
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員 (中国四国管区行政評価局) 干田事務室長、西川事務室次長、青木事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、1件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月23日(火)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会(第68回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月10日(水) 14:00から15:50
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員 (中国四国管区行政評価局) 干田事務室長、西川事務室次長、 穴見事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月17日(水)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会(第65回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月11日(木) 13:57から15:40
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員 (中国四国管区行政評価局) 干田事務室長、西川事務室次長、藤井事務室次長ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定する とともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。 また、厚生年金の2件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月18日(木)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会(第49回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月12日(金) 13:50から16:55
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員 (中国四国管区行政評価局) 干田事務室長、西川事務室次長、元田事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。また、厚生年金の5件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月19日(金)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会(第69回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月17日(水) 14:00から16:15
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員 (中国四国管区行政評価局) 宮川局長、干田事務室長、西川事務室次長、 穴見事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、2件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月1日(水)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会(第66回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月18日(木) 13:57から15:30
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員 (中国四国管区行政評価局) 宮川局長、干田事務室長、西川事務室次長、藤井事務室次長ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、1件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月2日(木)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会(第50回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月19日(金) 13:55から16:20
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 臼田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員 (中国四国管区行政評価局) 干田事務室長、西川事務室次長、元田事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定した。 また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するととも に、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月3日(金)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会(第62回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月23日(火) 14:00から16:20
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会)島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員 (中国四国管区行政評価局)干田事務室長、西川事務室次長、青木事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、2件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、6月30日(火)14:00から開催されることとなった。

年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会(第63回)議事要旨

- 1. 日 時 平成21年6月30日(火) 14:00から16:20
- 2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
- 3. 出席者

(委員会) 島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員 (中国四国管区行政評価局) 干田事務室長、西川事務室次長、青木事務室主任調査員ほか

4. 議 題

- (1) 年金記録確認申立書受付件数について
- (2) あっせん案の審議
- (3) 申立案件の審議
- (4) その他

5. 会議経過

- (1)「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (2) 厚生年金の1件の事案について、記録訂正の必要はないと判断した。
- (3) 申立事案についての審議を行った。

審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺 事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等に ついて、議論が行われた。

なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、7月7日(火)14:00から開催されることとなった。